

指定管理者募集要項

【施設名】

嬉野総合運動公園

鷹ノ巣公園

轟の滝公園

嬉野市中央体育館

令和5年9月

嬉 野 市

目 次

- 1 指定管理者募集の目的
- 2 募集施設の概要
 - (1)施設の名称
 - (2)施設の所在地、用途他
- 3 施設の管理運営等実績
 - (1)施設の管理運営主体
 - (2)施設の管理運営に係る現在の人員体制
 - (3)施設の管理運営費
- 4 指定期間
- 5 指定管理者の業務の範囲等
 - (1)指定管理者が行う業務
 - (2)留意事項
- 6 管理の基準
 - (1)公園及び施設の休園日、利用時間等
 - (2)関係法令等の遵守
- 7 利用料金の收受等
 - (1)利用料金制の適用
 - (2)利用料金
 - (3)利用料金の減免
 - (4)利用料金の還付
- 8 指定管理料等
 - (1)指定管理料
 - (2)管理口座・区分経理
- 9 応募資格(欠格条項)
- 10 応募方法
 - (1)募集媒体
 - (2)募集要項の配布期間
 - (3)申請書類の受付方法
 - (4)質問方法及び回答
 - (5)応募にあたっての留意事項
 - (6)申請資格の喪失
- 11 指定管理候補者の選定
 - (1)選定方法
 - (2)選定の基準
 - (3)選定結果の通知及び公表

12 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

(2) 協定の締結

(3) 留意事項

13 その他の注意事項

(1) 立入検査

(2) 業務の継続が困難になった場合の措置等

14 問い合わせ先

1 指定管理者募集の目的

嬉野市では、嬉野市都市公園条例及び嬉野市体育施設条例に基づき設置している施設の管理に関する業務を効率的に行うため、また施設利用受付窓口の一本化や休日の施設利用申請が可能になる等、利用者にとっての利便性をこれまで以上に向上させるため、施設に指定管理者制度を適用し、本募集要項のとおり指定管理者を募集する。

2 募集施設の概要

(1)施設の名称 *下記の施設全てを一括で管理運営。

①嬉野総合運動公園(みゆき公園)

②鷹ノ巣公園

③轟の滝公園

④嬉野市中央体育館

(2)施設の所在地、用途他

別紙2「施設仕様書」のとおり。

3 施設の管理運営等実績

(1)施設の管理運営主体

嬉野総合運動公園	新幹線・まちづくり課
鷹ノ巣公園	新幹線・まちづくり課
轟の滝公園	文化・スポーツ振興課
嬉野市中央体育館	文化・スポーツ振興課

(2)施設の管理運営に係る現在の人員体制

①受付、施設管理(事務)に係る職員 5人

②施設維持管理員 7人

(3)施設の管理運営費

別紙3「施設管理運営費等の状況」のとおり。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

ただし、指定管理を継続することが適当でないときとは指定を取り消すことがある。

5 指定管理者の業務の範囲等

(1)指定管理者が行う業務

詳細は、別紙1「施設管理業務仕様書」及び別紙2「施設仕様書」のとおり。

(2)留意事項

①業務委託の制限

指定管理者は、本業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、指定管理者の責任において、業務の一部を第三者へ委託又は請け負わせることはできる。

②個人情報の取り扱い及び守秘義務

指定管理者は、嬉野市個人情報保護法施行条例に基づき、管理業務の遂行に伴う個人情報について適切に取り扱うとともに、必要な措置を講じなければならない。また、業務上知り得た情報を他に漏洩してはならず、不当な目的に使用できない。指定期間が終了した後も同様とする。

個人情報の漏えい等の行為には、個人情報の保護に関する法律に規定する罰則が適用される場合がある。

③情報公開

指定管理者が施設の管理を行うにあたり、保有する情報の開示及び提供については、市の指示に従い必要な措置を講じなければならない。

④文書等の管理保存

指定管理者は、管理業務の遂行にあたり、作成又は收受した書類等をその他の業務の書類等とは別に管理し、管理業務に係る書類等を整理保存しなければならない。

⑤監査

指定管理者の行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行については、監査委員（地方自治法第199条第7項）、包括外部監査委員（地方自治法第252条の37第4項、嬉野市監査委員監査規定）の監査を行う場合がある。

⑥環境への配慮

指定管理者は、管理業務の実施にあたっては、省エネルギー、省資源及び廃棄物減量など、環境への負荷の軽減に努めなければならない。

⑦保険への加入

指定管理者は、施設利用者や第三者への損害又は業務上の瑕疵により生ずる損害の賠償に対処できるような賠償能力を確保するため、適切な保険に加入すること。

⑧施設利用受付事務所の位置等

1)受付場所 みゆき記念館事務室

2)受付時間 原則は、8時30分から17時15分まで。（必要に応じ協議により変更可）

⑨市主催等の行事について、優先的に使用できる様対応しなければならない。

6 管理の基準

(1)公園及び施設の休園日、利用時間等

別紙1「施設管理業務仕様書」及び別紙2「施設仕様書」のとおり。

(2)関係法令等の遵守

指定管理者は、施設の管理業務を行うにあたり、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

① 地方自治法(昭和22年法律第67号)

② 労働基準法(昭和22年法律第49号)

③ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

④ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

⑤ 嬉野市都市公園条例(平成18年嬉野市条例第135号)、嬉野市都市公園条例施行規則(平成18年嬉野市規則第112号)

⑥ 嬉野市体育施設条例(平成18年嬉野市条例第89号)、嬉野市体育施設条例(平

成 18 年嬉野市条例第 89 号)

- ⑦ 嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成 18 年嬉野市条例第 63 号)、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則(平成 18 年嬉野市規則第 52 号)
- ⑧ 嬉野市情報公開条例(平成 26 年嬉野市条例第 33 号)、嬉野市情報公開条例施行規則(平成 27 年嬉野市規則第 4 号)
- ⑨ 施設の維持、保守点検等に関する法令等(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年 4 月 14 日)、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)等)
- ⑩ その他関係法令、通知等

7 利用料金の收受等

(1) 利用料金制の適用

利用料金制度を導入し、当該施設の利用料金は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に基づき、指定管理者の収入とする。

(2) 利用料金

利用料金は、都市公園条例及び体育施設条例に定める額の範囲内において、あらかじめ市の承認を得て指定管理者が定める。

(3) 利用料金の減免

指定管理者は、利用者が都市公園条例及び体育施設条例の各減免規定に該当する場合は、利用料金を減額又は免除しなければならない。

(4) 利用料金の還付

指定管理者は、利用者が都市公園条例及び体育施設条例の還付規定に該当する場合、料金の全部又は一部を還付しなければならない。

8 指定管理料等

(1) 指定管理料

指定管理者は、施設の管理業務に係る費用を、嬉野市が指定管理者に支払う指定管理料と、指定管理者が得る利用料金収入、その他の収入で賄う。指定期間中に市が支払う指定管理料の額は、以下に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の指定管理料の提案を求める。指定管理料は市の方針に従い指定管理者が提案する次年度の事業計画書及び収支予算書に基づき、市と指定管理者が締結する年度別協定書で毎年度定める。

基準価格 65,177 千円(各年度、消費税及び地方消費税を含む。)

(2) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経費及び収入は、法人等自体の口座とは別口座で管理すること。また、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理すること。

9 応募資格(欠格条項)

指定管理者の応募者は、申請時に嬉野市内に事務所又は事業所を置く法人その他の団体(以下「法人等」という。)でなければならない。また、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等は、指定管理者に応募することができない。

- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない法人等
- ② 地方自治法244条の2第11項の規定により市又は他の地方公共団体から指定管理を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人等
- ③ 地方自治法第244条の2第11項の規定により市又は他の地方公共団体から指定管理に係る業務の全部又は一部の停止を命じられ、その停止期間満了の日から6ヶ月を経過しない法人等
- ④ 代表者が、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税、固定資産税を滞納している法人等
- ⑤ 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続きをしている法人等
- ⑥ 市又は他の地方公共団体が行う建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている法人等
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの

10 応募方法

(1) 募集媒体

指定管理者は、嬉野市市報、掲示板及び嬉野市ホームページにて公募する。

(2) 募集要項の配布期間

令和5年9月25日(月)から10月23日(月)まで

(3) 申請書類の受付方法

【申請書類】

- ① 指定申請書(別添「様式第1号」)
- ② 事業計画書(別添「様式第2号」)
- ③ 収支予算書(別添「様式第3号」)
- ④ 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書
- ⑤ 申請する施設の基本的経営方針
- ⑥ 前事業年度分の賃借対照表及び財産目録
- ⑦ 過去3か年の収支決算書
- ⑧ 法人等概要、事業内容及び実績を記載した書面(事業報告書等)
- ⑨ 最新の納税証明書
 - ・法人市町村民税、法人事業税、消費税及び地方消費税
 - * 各種証明書等については、3ヶ月以内に取得したものに限る。
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

【提出期間】

令和5年9月25日(月)から10月23日(月)午後5時(必着)まで

【提出先・提出方法】下記まで郵送、または持参

〒843-0392

嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地

嬉野市役所 建設部 新幹線・まちづくり課

【提出部数】正本1部及び副本12部を提出すること。

(4) 質問方法及び回答

質問は、書面(様式自由)により新幹線・まちづくり課へ持参又は FAX にて提出すること。

質問の提出締切は、令和5年10月5日(木)午後5時到着分までとする。

質問への回答は、令和5年10月13日(金)までに書面にて回答。

(5) 応募にあたっての留意事項

① 応募に係る費用

応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

② 虚偽の記載

応募書類に虚偽の記載があった場合は応募申請を無効とし、応募者を失格とする。

③ 応募者の資格要件

応募申請後に、本応募要項「9. 応募資格」に定める欠格条項に該当した場合も、応募者を失格とする。

④ 提出書類の変更の禁止

受理した応募書類の内容については、明らかな間違いや軽微な修正を除き、内容を変更することはできない。

⑤ 重複提案の禁止

ひとつの法人等が複数の提案をすることはできない。

⑥ 応募書類の取扱い

受理した応募書類は、理由の如何に関わらず返却しない。

⑦ 応募書類の著作権及び公表

応募書類の著作権は、申請者に帰属する。なお、市は必要に応じ申請書類の全部又は一部を複写及び公表できることとする。また、申請書類は情報公開の請求により開示することがある。

⑧ 申請の撤回

応募書類を提出後に申請を撤回する場合は、辞退届(任意の様式)を提出すること。

⑨ 特許権等

申請内容に含まれる特許権、実用新案件、意匠権、商標権等の日本国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を使用した結果生じた責任は、すべて応募した法人等が負うものとする。

⑩ 資料の提出

市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

⑪ 資料の取扱いについて

提出された資料及びその複製は、本業務の選定以外には提出者に無断で使用しないものとする。ただし、市は、本件に係る情報公開請求があった場合、嬉野市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

(6) 申請資格の喪失

指定管理者の指定前に、申請法人等に次のいずれかの事実が認められた場合、当該法人等は、その事実が判明した日から1年間、市における指定管理者の指定に係る申請法人等の資格を喪失する。

- ① 選定委員と接触したこと。
- ② 市に対して、指定管理候補者の選定に関する不当な働きかけを行ったこと。
- ③ 指定管理候補者の選定手続が終了するまでの間に、他の申請法人等と申請内容又はその意思について相談を行ったこと。
- ④ 指定管理候補者の選定手続が終了するまでの間に、他の申請法人等に対して申請内容を意図的に開示したこと。

なお、市は、選定委員会の意見を踏まえて、これらの事実の認定を行う。

11 指定管理候補者の選定

(1) 選定方法

審査は、一次審査(書類審査)及び二次審査(面接審査)により行う。二次審査については、嬉野市指定管理者選定委員会(公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第5条の2に規定する委員会。以下「委員会」という。)が面接審査(プレゼンテーション及びヒアリング)を行う。(1 団体 50 分を目安として実施。プレゼンテーション 25 分、ヒアリング 25 分。)なお、事業計画書と別に資料を準備してプレゼンテーションを行ってもよいこととする。

(2) 選定の基準

- ① 施設の運営方針が、施設の設置目的を達成するものであること。
- ② 施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- ③ 事業計画等の提案内容が、施設の利用促進を図るために適したものであること。
- ④ 事業計画等の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ⑤ 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。

(3) 選定結果の通知及び公表

① 審査の結果は、書面で通知する。② 選定の結果は、個人情報保護に支障のない方法で公表する。審査に係る情報公開請求があった場合、嬉野市情報公開条例に基づき、審査に関する資料を公開することがある。

12 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には嬉野市議会の議決が必要であり、指定管理者の候補者について、令和 5 年嬉野市議会 12 月定例会の議決後、指定管理者へ指定する旨書面で通知する。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理者の指定を受けた法人等は、市と協議のうえ、指定期間

を通じての基本的な事項を定めた管理運営等に関する協定を締結する。

(3) 留意事項

① 指定管理者の指定を受けた法人等が、協定の締結に応じない場合又は指定管理者に指定することは著しく不相当と認められる事情が生じた場合、指定管理者の指定の議決後においても、指定管理者の指定を取り消すことがある。

② 指定管理者の指定を受けた法人等が、協定の締結までに地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に規定する場合又は指定管理者条例に違反した場合、指定管理者の指定を取り消すことがある。その場合、指定管理者の損害に対して、市は賠償を行わないが、取り消しに伴う市の損害については、指定管理者に対して損害賠償請求を行うことがある。

なお、指定の取り消しを受けた指定管理者は、次の指定管理者が円滑に支障なく業務ができるように引き継ぎを行うものとする。

③ 指定管理者の指定について議会の議決が得られなかった場合又は否決された場合においても、指定管理者の候補者となっている法人等が指定管理に係る業務の準備等のために支出した費用等については、原則として当該法人等の負担とする。市長は、指定管理者が法令違反等により指定管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

13 その他の注意事項

(1) 立入検査

市は、必要に応じて施設、物品、各種帳簿等並びに管理運営の実施について検査を行う。

(2) 業務の継続が困難になった場合の措置等

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、市は指定管理者の指定の取り消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができる。その場合、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

天災、不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、業務の継続等について協議するものとする。

14 問い合わせ先(担当窓口)

担当部署	嬉野庁舎 建設部 新幹線・まちづくり課
住 所	〒843-0392 嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地
電話番号	0954-27-7020
FAX 番号	0954-27-7077